

## 1. 申告が不要な方

- 1) 所得税の確定申告を提出した方、または提出する予定の方
- 2) 収入が給与収入のみ、または公的年金等収入のみで、支払先から会津若松市に給与支払報告書または公的年金等支払報告書が提出されている方（源泉徴収票に記載のない所得控除の適用を受ける場合は申告が必要です）
- 3) 上記に該当する方の扶養親族等（同一生計配偶者または扶養親族）になっている方（会津若松市以外にお住まいの方に扶養されている方は申告が必要です）
- 4) 特定配当等に係る所得金額または特定株式等譲渡所得金額について、所得税の確定申告と異なる課税方式を選択する場合において、所得税の確定申告第二表下の「住民税に関する事項」欄の「特定配当等の全部の申告不要」または「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に「○」をつけた方。

## 2. 申告が必要な方

- 1) 令和5年1月1日現在会津若松市にお住まいの方で、上記に該当しない方は、原則として申告が必要になります。
- 2) 所得税の確定申告の義務がない方であっても、「1. 申告が不要な方」に該当しない場合は申告が必要となりますので、ご注意ください。  
 ※特に、営業・農業・不動産等の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が不要である方についても市民税・県民税の申告は必要になります。
- 3) 収入がなかった方（非課税所得のみの方を含む）であっても申告が必要になります。申告書が提出されない場合、非課税証明書の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定（軽減の判定）などに影響が出る場合がありますのでご注意ください。
- 4) 「1. 申告が不要な方」に該当する方であっても、源泉徴収票に記載のない各種所得控除の適用を受ける場合は、所得税の確定申告または市民税・県民税の申告が必要です。
- 5) 分離課税に係る所得等がある場合は、別途「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」の申告書の提出が必要です。会津若松市役所 税務課 市民税グループへお問い合わせください。  
 ※分離課税に係る所得等とは、不動産等の譲渡、先物取引・株式等の譲渡所得等、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択する場合）、山林所得、退職所得（特別徴収された退職所得以外）が該当します。

## 3. 申告書作成に必要なもの

令和4年1月1日から令和4年12月31日までに係る下記のものをご用意ください。

※申告書など提出する書類には、「えんぴつ」や「消せるボールペン」を使用しないでください。

(1) 所得の計算に必要な書類

給与・公的年金所得者	源泉徴収票または給与明細書、雇用主による給与支払証明書等
上記以外の所得者	収支内訳書、領収書、帳簿等、支払調書や計算書等、収入や必要経費のわかる書類

(2) 控除の計算に必要な書類

社会保険料控除	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料（公的年金からの引き落とし分は、年金の源泉徴収票に記載されているため必要ありません）・国民年金保険料・その他の社会保険料の納付書・領収書・控除証明書（領収日付が令和4年中のもの）
生命保険料控除 地震保険料控除	生命保険料・地震保険料等の控除証明書
医療費控除	医療費等の明細書または医療費通知書（医療費のお知らせ） ※領収書の提出は不要です。必ず「医療費控除の明細書〔内訳書〕」を作成し提出してください。
障害者控除	本人や扶養親族等が障害者の場合は、身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
配偶者特別控除	配偶者の所得を証明する書類等
寄附金税額控除	寄附金税額控除を受ける方は、都道府県、市区町村が発行する領収書または特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」、福島県共同募金会・日本赤十字社福島支部が発行する証書、もしくは福島県または会津若松市の条例で指定した法人が発行する領収書
雑損控除	り災証明、損害額を計算できる書類及び保険金などで補填された金額の明細書

## 4. 市民税・県民税の申告書の提出期限は令和5年3月15日（水）までです

## 5. 郵送での申告を希望される方など

郵送による申告を希望される方、申告会場に記載済の申告書を持参したい方は、会津若松市のホームページより市民税・県民税の申告書用紙など必要な書類をダウンロードしていただくか、会津若松市税務課へお問い合わせください。

なお、郵送で申告書を送付される方は源泉徴収票や各種控除証明書、領収書など必要な書類を同封し、申告書の控えもしくは同封した書類などの返送が必要な方はその旨を記載し、返信用封筒に切手を貼り同封してください。

## 6. 市民税・県民税申告書の提出先・お問い合わせ先

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

会津若松市役所 税務課 市民税グループ

電話：0242-39-1223

### ■本人確認書類の提出について■

申告者本人の「個人番号」確認が必要ですので、申告書と一緒に下記の(1)か(2)のどちらかのコピー（白黒）を同封してください。

(1) 顔写真がついたマイナンバーカードの表裏両面。

(2) 「記載事項に変更がないマイナンバー通知カード」もしくは「個人番号が記載された住民票」と、公的機関が発行した運転免許証などの顔写真付き身分証明書。

※税理士等が代理で申告する場合も、「申告義務者のマイナンバーと住所、氏名が確認できる書類の写し」と「税理士等の身元が確認できる書類」、「代理権が確認できる書類（会津若松市から送付されてきたプレ印字の申告書でも可）」が必要です。

# 所得・控除等計算表

## ⑥給与所得の計算表

※【注意!!】給与と公的年金等の雑所得の両方ある方は下記の順番で算出してください。  
 (1)「⑥給与所得の計算表」の「A」から「D」までを算出します。  
 (2)「⑦公的年金等の雑所得の計算表」の「J」から「M」までを算出します。  
 (3)「⑥給与所得の計算表」の「E」、「F」を算出します。

A	給与等の収入金額	円
---	----------	---

申告書の「1収入金額等」の欄に「A」の金額を転記してください。

●Aについて下記の表にあてはめ、B欄に記入してください。

A (給与等の収入金額)		給与所得金額
～	550,999円	0円
551,000円～	1,618,999円	A-550,000円
1,619,000円～	1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～	1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～	1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～	1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～	1,799,999円	A×2.4+100,000円
1,800,000円～	3,599,999円	A×2.8-80,000円
3,600,000円～	6,599,999円	A×3.2-440,000円
6,600,000円～	8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円～		収入金額-1,950,000円

B	(所得金額調整控除前) 給与所得金額	円
---	--------------------	---

### ●所得金額調整控除額(1)

A.(給与等の収入金額)が850万円を超える方で、①23歳未満の扶養親族がいる場合、  
 ②本人、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合は、  
 申告書裏面「15所得金額調整控除に関する事項」に必要事項を記入(申告書表面の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」②～③及び「16歳未満の扶養親族」欄の記入により適用の要件を満たしている場合は記入不要)し、下記の算式で算出した金額をC欄に記入してください。上記の要件を満たさない方は、C欄は0円になります。

C	{ A(最高1,000万円)-850万円 } × 10% (最高150,000円)	円
---	---	---

### ●(所得金額調整控除(1)後)の給与所得金額

D	B-C	円
---	-----	---

### ●所得金額調整控除額(2)

※公的年金等の雑所得がない方は、E欄は0円になります。  
 ※給与と公的年金等の雑所得の両方あり、その合計額が10万円を超える方は、「⑦公的年金等の雑所得の計算表」で算出してから、下記の算式で算出した金額をE欄に記入してください。

E	D + { M(公的年金等の雑所得の金額) - 10万円 } (最高100,000円)	円
---	---	---

### ●(所得金額調整控除後) 給与所得金額

F	D-E	円
---	-----	---

算出したFを申告書「2所得金額」の⑥に転記してください。

## ⑬生命保険料控除額の計算

一般保険料の計		介護医療保険料の計		個人年金保険料の計	
新保険料	円	保険料	円	新保険料	円
(A)		(C)		(D)	
旧保険料	円	(E)	円	旧保険料	円
(B)		(F)		(G)	
(A)を下表(1)にあてはめて算出した金額	円	(C)を下表(1)にあてはめて算出した金額	円	(D)を下表(1)にあてはめて算出した金額	円
(B)を下表(2)にあてはめて算出した金額	円	(E)を下表(2)にあてはめて算出した金額	円	(G)を下表(2)にあてはめて算出した金額	円
(A)+(B)	円	(C)+(E)	円	(D)+(G)	円
(A)と(B)のいずれか大きい金額	円	(C)と(E)のいずれか大きい金額	円	(D)と(G)のいずれか大きい金額	円

新生命保険料	保険料支払額	控除額
	～12,000円	支払額の全額
(1)	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円
	56,001円～	28,000円
旧生命保険料	～15,000円	支払額の全額
	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円
(2)	70,001円～	35,000円

(A)+(C)+(D)  
**【生命保険料控除額】**  
 (最高 70,000円)

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑤に上記金額を転記してください。

## ⑭地震保険料控除額の計算

A	地震保険料の金額(合計)	円
B	A×0.5	円
C	旧長期損害保険料の金額	円
D	Cを右表にあてはめて算出した額	円
E	B+D(最大25,000円) 【地震保険料控除額】	円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑥に「E」の金額を転記してください。  
 平成18年末までに締結した長期損害保険に係る保険料については、従前どおり損害保険料控除を適用できます。  
 ※一の損害保険契約等または一の長期損害保険契約等に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択によりいずれか一方の控除を受けることとなります。

## ⑮～⑲配偶者(特別)控除額一覧

種類	区分	本人の所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般(70歳未満)	33万円	22万円	11万円
	老人(70歳以上)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

## ⑰公的年金等の雑所得の計算表

●公的年金等の雑所得以外の所得がある方は、先にJを算出してください。  
 ※給与所得のある方は「⑥給与所得の計算表」の「D」の金額で算出します。  
 ※公的年金等の雑所得のみの方はJ欄は、0円になります。

J	公的年金等の雑所得以外の所得の合計	円
---	-------------------	---

●Jを下記の表にあてはめて、Kを算出してください。

Jの額		K	K(控除逓減額)
1,000万円以下		0円	
1,000万円超 2,000万円以下		100,000円	
2,000万円超		200,000円	円

L	公的年金等の収入金額	円
---	------------	---

申告書の「1収入金額等」の欄に「L」の金額を転記してください。

●LとKについて下記の表にあてはめ計算し、M欄に記入してください。

生年月日	公的年金等の収入金額(H)	公的年金等の雑所得金額
昭和33年1月2日以降に生まれた方(65歳未満)	～1,299,999円	L-(600,000円-K)
	1,300,000円～4,099,999円	L×0.75-(275,000円-K)
	4,100,000円～7,699,999円	L×0.85-(685,000円-K)
	7,700,000円～9,999,999円	L×0.95-(1,455,000円-K)
昭和33年1月1日以前に生まれた方(65歳以上)	10,000,000円～	L-(1,955,000円-K)
	～3,299,999円	L-(1,100,000円-K)
	3,300,000円～4,099,999円	L×0.75-(275,000円-K)
	4,100,000円～7,699,999円	L×0.85-(685,000円-K)
	7,700,000円～9,999,999円	L×0.95-(1,455,000円-K)
	10,000,000円～	L-(1,955,000円-K)

M	公的年金等の雑所得の金額	円
---	--------------	---

算出したMを申告書「2所得金額」の⑦に転記してください。  
 ※算出した額に1円未満の端数がある場合は、切捨てます。  
 ※算出した額が0円未満(マイナス)の場合は、0円になります。

## ⑰～⑲控除額一覧

⑰寡婦控除	26万円
⑱ひとり親控除	30万円
⑲勤労学生控除	26万円
⑳障害者控除	普通障害者 26万円
	特別障害者 30万円
	同居特別障害者 53万円

## ㉑扶養控除額一覧

一般扶養	33万円
特定扶養	45万円
老人扶養	38万円
同居老親等扶養	45万円
年少扶養	0円

## ㉒基礎控除額一覧

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

## ㉓雑損控除額の計算

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B(差引損失額)	円
D	申告書の⑳所得合計+退職所得金額+山林所得金額+(※1)	円
E	D×0.1	円
F	C-E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G-50,000円	円
J	FとHのいずれか多い方の金額 【雑損控除額】	円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑳に「J」の金額を転記してください。  
 ※1 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します。

## ㉔医療費控除額の計算

※【注意!!】(1)通常の医療費控除と(2)セルフメディケーション税制の重複適用はできません。

### (1)通常の医療費控除

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	申告書の㉑所得合計+退職所得金額+山林所得金額+(※1)	円
E	D×0.05	円
F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C-F 【医療費控除額】	円

※【注意!!】「医療費控除の明細書(内訳書)」を作成し提出してください。

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉒の□医療費控除に✓をし、「支払った金額」に「A」を「保険金などで補てんされる金額」に「B」の金額を転記してください。

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㉒に「G」の金額を転記してください。  
 ※1 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します。

### (2)セルフメディケーション税制

A	スイッチOTC医薬品の購入金額	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	C-12,000円 【医療費控除額】	円

※【注意!!】「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し提出してください。

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉒の□セルフメディケーション税制に✓をし、「支払った金額」に「A」を「保険金などで補てんされる金額」に「B」の金額を転記してください。  
 申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㉒に「D」の金額を転記してください。